

# 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」来訪者調査分析業務委託仕様書

## 1 業務の名称

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」来訪者調査分析業務

## 2 委託期間

委託契約日から令和2年3月16日（月）

## 3 委託業務の内容

### (1) 来訪者アンケート調査及び集計分析

4構成資産を訪れる来訪者に対して、それぞれの資産の地点ごとに調査員（1地点2名程度）を配し、書面アンケート調査を実施する。

調査内容は、来訪者の属性や意識・評価等に関するデータを把握する。

実施にあたっては、発注者・関係機関と調整のうえ、構成資産ごとに調査日及び目標サンプル数を設定し、来訪者が多く訪れそうな日を設定して調査を行い、目標サンプル数を獲得する。

調査対象は日本人や外国人を問わず、すべての来訪者を対象とし、調査員による聞き取りを主として調査を実施する。

- ・場所：4地点（富岡製糸場、田島弥平旧宅、高山社跡、荒船風穴）
- ・日数：4日間程度
- ・調査方法：書面アンケート調査（調査員により聞き取り）
- ・目標サンプル数：富岡製糸場 150～200

富岡製糸場以外の3地点 50～100

なお、受託者は発注者と協議し次の事項を実施する。

- ・謝礼：回答者全員（有効回答）に謝礼（記念品）を提供する。謝礼は発注者が用意する。
- ・腕章及び身分証：調査実施中に着用する腕章及び身分証を作成する。
- ・調査員への説明：アンケートの記載方法、注意事項等について調査員に十分な説明を行うこと。特に、調査協力者、調査地点周辺住民等に不快感を与えないよう配慮すること。

### (2) ヒアリング調査

世界遺産となっている4つの構成資産に関連して、所在する4市町の文化・観光行政担当課、関連事業者など約10名程度を対象としたヒアリング調査を行い、世界遺産を訪れる来訪者に関する現状と今後の方向性等について意見を聴取し、取りまとめを行う。

調査対象選定にあたっては、発注者、構成4市町と調整のうえ実施する。

### (3) 実務者による検討会議の設営

上記（1）、（2）より得られた調査結果を基に、自治体、県民団体等を集め、今後の施策の方向性について意見を聴取し、今後の方向性等について検討を行う。

- ・開催日程

2～3回程度

・内容

第1回目 調査実施前、調査実施内容について検討

第2、3回目 調査実施後、調査結果を踏まえた意見交換(今後の方向性等)

・謝金の支払い

委員(3名×3回)の謝金の支払い、謝金にかかる所得税等源泉徴収業務の一切を行う。謝金は一人当たり14,000円を上限とする。

・旅費の支払い

委員(3名×3回)旅費の支払い、旅費にかかる所得税等源泉徴収業務の一切を行う。支給額は、群馬県予算標準単価表に準ずる。

(4) 研修報告会の開催

とりまとめた調査結果に関して、調査結果の報告及び来訪者の現状と今後の課題等に関する情報共有を行うため、世界遺産に関する文化・観光関係の行政担当者、世界遺産関連事業者を対象とした研修報告会を実施し、情報共有と意見交換を行う。

・開催日程：1回

(5) 追加調査項目

その他、来訪者調査分析を行う上で効果的な調査項目等があれば、追加で提案を行うこと。なお、追加提案調査についても、委託費用の範囲内で実施すること。

(5) 成果品の作成

・調査報告書

上記(4)の研究報告会の結果を踏まえ、調査報告書を6部作成すること。報告書はA4版、簡易製本とする。

なお、上記報告書の電子データ( Microsoft Word, Excel, 形式または Power Point 形式)

#### 4 その他

- ・本業務における制作物に関するすべての著作権は発注者に帰属する。(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)
- ・仕様書に記載の無い事項については、発注者と委託業者の協議により決定する。

#### 5 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、発注者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 業務は、発注者との調整の中で変更等があり得る。
- (3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 受託者は、委託業務を他に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

- (5) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認められた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は県と受託者で協議して決定する。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、発注者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。